

議案第8号

鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和3年2月17日

鳥栖市教育委員会  
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則の一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

## 鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則案の概要

### 1 改正の理由

佐賀県教育委員会において、統括事務長の職務内容が変更されるため。

### 2 改正の内容

統括事務長の職務内容を改める。

【現 行】校長の監督を受け、事務職員その他の職員を監督し、それらが行う事務を総括し、その事務をつかさどる。

【改正案】学校の事務事業及び事務職員その他の職員を管理監督し、それらの業務の統括・調整を行い、その事務をつかさどる。

(参考)

統括事務長の具体的な職務内容

- ①「事務職員の資質向上」の推進
- ②「学校運営支援室」の運営
- ③「地域内学校運営支援室の統括、連絡調整及び助言・指導」
- ④「多様なニーズに応じた」学校事務の企画、立案及び推進
- ⑤「危機管理」への対応
- ⑥「教育委員会各課等への施策の提言」
- ⑦法的に規定・委任されている決裁・専決事項を除き、地域等の実情に応じて実践するものとする。

### 3 施行日

令和3年4月1日

## 鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則（昭和32年教委規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条中第3項を第4項とし、同条第2項中「統括事務長及び事務長」を「事務長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 統括事務長は、学校の事務事業及び事務職員その他の職員を管理監督し、それらの業務の統括・調整を行い、その事務をつかさどる。

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

現 行	改 正 案
<p>(統括事務長等) 第9条 略</p> <p><u>2</u> 統括事務長及び事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員を監督し、それらが行う事務を総括し、その事務をつかさどる。</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p>(統括事務長等) 第9条 略</p> <p><u>2</u> 統括事務長は、学校の事務事業及び事務職員その他の職員を管理監督し、それらの業務の統括・調整を行い、その事務をつかさどる。</p> <p><u>3</u> 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員を監督し、それらが行う事務を総括し、その事務をつかさどる。</p> <p><u>4</u> 略</p>